

甲種防火管理新規講習実施要領

1 目的

消防法第8条の規定による、防火管理者として必要な知識及び技能について、消防法施行令第3条第1項第1号イに基づく講習を実施し、甲種防火管理者の資格を付与します。

2 受講対象者及び定員

(1) 対象者

防火管理者を定めなければならない事業所において、防火管理者資格の取得を必要とする方とします。原則として、江田島市内の事業所に勤務しているか、又は江田島市内に居住している方を対象とします。

(2) 定員

30名

ア 原則1事業所1名の受講とさせていただきます。(2名以上の受講を希望する場合は事前に予防課まで相談してください。)

イ 受講者多数となった場合は受講をお断りさせていただく場合がございますのでご了承ください。

3 講習日時

令和8年8月4日(火)・5日(水)の2日間

9時00分から15時10分まで

※ 昼食休憩を12時00分から13時00分までとします。

4 講習場所

江田島市江田島町鷺部二丁目17番5号 江田島市消防本部2階研修室

5 講習科目

8月4日(火)		8月5日(水)	
科目	時間	科目	時間
防火管理の意義制度の概要	5時間	施設及び設備の維持管理	5時間
防火管理に係る訓練及び教育(自衛消防)		火気管理(火災の現象、出火防止と収容人員の管理、危険物等の安全管理、地震対策)	
防火管理に係る消防計画		防火管理に係る訓練及び教育(効果測定)	
		防火管理に係る訓練及び教育(実技)	
諸手続き	10分	修了式	10分

6 受講手続

(1) 受講申請

受講希望者は、受講申請書に必要事項を記入して消防本部予防課に提出してください。

提出方法は来庁、郵送、メール、FAXのいずれかでお願います。

提出先：〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目17番5号
江田島市消防本部予防課

メール：yobou@city.etajima.lg.jp

FAX：0823-42-3164

(2) 受講申請書受付期間

令和8年7月27日（月）まで

7 講習受講料及び講習図書

講習受講料は不要ですが、受講に際し、(1)の講習用教材が必要です。(2)に記載の教材出版社で購入（電話・ネット注文）し、講習時に必ず持参してください。注文してからお手元に届くまで2週間程度かかる場合がありますので、お早めの注文をお願いします。図書を持参していない方は受講できません。

(1) 講習用教材

ア 図説防火管理 2,090円（税込）

イ 防火管理六法（令和7年新版） 2,420円（税込）

ウ 防火管理維持台帳（お持ちでない事業所のみ） 2,200円（税込）

防火管理維持台帳については、表紙が緑色のものになります。表紙が黄色の台帳をお持ちの事業所は中身が異なるため購入をお願いします。

(2) 教材出版社：東京法令出版株式会社

ア 電話：082-212-0888

イ FAX：082-212-0018

ウ WEB：https://www.tokyo-horei.co.jp/shop/goods_list.php?category=2f



東京法令出版

8 講習当日に関する事項

(1) 受講者は、両日とも8時50分までに受付を終了してください。

(2) 講習当日は、図書・筆記用具を持参してください。

(3) 2日間の全講習の修了者に対し、甲種防火管理新規講習修了証を交付します。

(4) 遅刻した場合は受講できません。また、休憩後の遅刻や早退などされた場合は、修了証の交付が受けられません。

(5) 2日目（8月5日）は講習内容に消防訓練等の実技が含まれていますので、動きやすい服装でお越しください。

(6) 昼食は各自でご用意ください。なお、昼休憩時、外出や会場内での飲食は可能です。飲み物は消防本部内に自動販売機がございますのでご利用ください。

(7) 貴重品は、必ず各自で管理してください。

(8) 講習当日、受付にて本人確認を行うので身分が証明できるもの（免許証・マイナンバーカード等）を御持参ください。

9 その他

- (1) 車でお越しの方は、江田島市消防本部駐車場へ駐車してください。
- (2) 豪雨等の災害発生や避難指示等が発令された場合は、講習を延期させていただく場合があります。
- (3) 日程の都合がつかない場合は、日本防火・防災協会が開催する対面型講習又はオンライン講習の受講も御検討ください。



日本防火・防災協会

WEB : <https://www.nbouka.com/>

- (4) その他詳しいことは、下記にお問い合わせください。
お問い合わせ先 江田島市消防本部予防課（0823）40-0353
ご連絡は、平日の8：30～17：15の間でお願いします。